

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤 洋子 ほか37名

被控訴人 東京都水道局長 ほか4名

## 証 拠 申 出 書

平成24年12月 日

東京高等裁判所 民事第5部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

### 第1 人証の表示

〒195-0053

東京都町田市能ヶ谷町1598-57

証人 坂 卷 幸 雄（同行 主尋問90分）

### 第2 証人の経歴等

#### 1 経歴

1956年3月 東京大学理学部地質学科卒業

1956年4月 通商産業省工業技術院地質調査団入所

1983年～ 日本科学者会議調査団のメンバーとして日本海中部地震の被災地調査に参加。以後、各地の地震・津波・噴火・洪水・地盤災害等の調査研究に従事

1993年3月 地質調査所を定年退職

1993年5月 技術士登録

現在 日本科学者会議災害問題研究委員会・委員

- 2 著書 「地学事典」 (1970年、平凡社、共著) ほか

### 第3 立証趣旨等

- 1 証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者であり、八ッ場ダムに関する地質調査報告書を精査した上、ダムサイト及び周辺での現場踏査も複数回行っている者である。

国土交通省関東地方整備局は、平成23年11月、「八ッ場ダム建設事業の検証に係わる検討報告書」(以下、「検討報告書」という)を作成し、その中で八ッ場ダム貯水池周辺の地すべ対策について新たな対策を公表したが、検討報告書の基礎資料である「H22八ッ場ダム周辺地状況業務報告書」(以下、「H22年業務報告書」という)を精査した者である。

同証人によって立証しようとしている対象事項と、その必要性は以下のとおりである。

- 2(1) 八ッ場ダム貯水池周辺における地すべりの危険性については、控訴人らも本件訴訟で主張してきたところであるが、マスコミでも度々取り上げられ、地元住民からも不安の声が出されるに及び、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、新たな対策を公表するに至った。
- (2) 国土交通省が発表した新たな地すべり対策は、対象地が従来の3地区から11地区に増加したこと、対策工として「押え盛土工」「頭部排土工」及びその併用を採用したこと、概算工事費も従来の5.8億円から約110億円となり、代替地の地すべり対策費も加えると約150億円に増加していることなどが明かとなっている。
- (3) このような新たな対策について、概算工事費の大幅な増加を取ってみても従来の対策が極めて不十分なものであったことを示しており、控訴人らの主張の正しさを裏付けるものであるが、なお新たな対策そのものについてもその内容について疑問が存在している。

そこで、国土交通省の発表した「検討報告書」の基礎資料となっている

「H22年業務報告書」を検討したところ、数々の疑問点が存在していることが判明したので、証言によってこの点を明らかにする。

#### 第4 尋問事項

##### 1 証人の身上・経歴

2 地すべり検討対策地の検討に際し、湛水の影響を受けない地域を除外したことは正当か

3 新たな対策で対象地が、従来と比べて11地区に増えている理由は何か

4 土石流堆積物は一度水締めを経ているから湛水の影響を受けないとして、対象地から除外することは正当か

5 安定解析の手法について、どのような問題があるか

6 八ッ場ダム周辺地の地形・地質の特性は、考慮されているか

7 対策工として、押え盛土工、頭部排土工及びその併用が採用されているが、

(1) 周辺地における必要抑止力との関係からみて、これらの工法に問題はないのか

(2) ダム湖の水面が上下することによる影響は問題ないのか

8 概算工事費が従来に比べて大幅に増えている理由は何か

9 「意見書」「8補記」の1)における指摘に関して、この上湯原では、結局、報告は、対策が必要な崖錐堆積物地区においても、何ら対策を執らないという結果を生じているのであるから、湛水時に地すべりを引き起こす危険性が高いということになるのではないか

10 前同「8補記」の2)における指摘に関して、指摘の7ケースにおいては、「道路土工指針」のレベルで見ても、地すべりの抑制・抑止が困難であるということに帰着するのではないか。言い換えれば、この7ケースは湛水時に地すべりが起こる可能性が高いことを意味していることになるのではないか

11 前同「8補記」の3)における指摘に関して、応桑岩屑流堆積物が深層で水浸した場合、荒砥沢地すべりや和歌山県での深層すべり事例が再現する可能性を否定できないのではないか。ここでも深層地すべりの危険性を否定できないのではないか

1 2 前同「8補記」の4)における指摘に関して、これだけ重大な対策工が、これまで看過されてきたということ自体、いかに地すべり対策が軽視されてきたかを示すものではないのか

1 3 前同「8補記」の5)における指摘に関して、八ッ場ダム湖では、このような危険な応桑岩屑流堆積物の壁が連続していると言って過言ではないが、現行の計画のままで地すべり対策を行って貯水がはじまれば、これらの危惧が現実化する可能性は否定できないのではないのか

1 4 その他本件に関連する事実

以 上